

石油石炭税納税申告特例承認申請書（CC2-3504-1）及び 石油石炭税納税申告特例承認申請書付表（CC2-3504-2）

原油等を保税地域から引き取る者は、国税庁長官の承認を受けることにより、その承認の際に指定を受けた場所の所在地を所轄する税関長に対して、1か月分をまとめて、引き取りに係る原油等の石油税の納税申告書を提出することができます。この申請書は、その承認を受けようとする場合に提出するものです。

1 記載要領

様式の注意書きによるほか、次のことに注意します。

- (1) 「①納税申告特例を便宜とする理由」欄及び「④ ③に記載した場所を納税地とすることを便宜とする事情」欄には、その理由及び事情を具体的に記載します。
- (2) 「⑥参考事項」欄には、申請の日の属する月の前月以前6か月以内において引き取った保税地域の所在地を記載します。
- (3) 申請・届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

2 参考事項

この制度は国税庁長官の承認を受けた日の属する月の翌月以降から適用されることに注意してください。